

“事業所税”って ご存知ですか？



事業者の皆様へ

東大阪市では、市内の

- ・ 事業所等の家屋床面積の合計が1,000㎡を超える
又は
- ・ 従業者数の合計が100名を超える

場合は、**事業所税**の申告納付が必要となります。

※申告義務は床面積800㎡又は従業者数80名超よりあります。
※上記数値を下回っていても申告・納付が必要となる場合もございます。
※詳細については裏面をご確認ください。

事業所税とは？

東京都や政令指定都市をはじめ、主に人口30万人以上の都市が、都市環境や都市需要の整備に要する費用に充てるため、一定規模以上の事業を営む法人または個人に課す税金です。

事業所家屋の床面積をもとに算定する資産割と、従業者の給与総額をもとに算定する従業者割があります。

お問い合わせ先

東大阪市 税務部 税制課 法人市民税係

〒577-8521 東大阪市荒本北1-1-1

TEL 06-4309-3133

<https://www.city.higashiosaka.lg.jp/>

FAX 06-4309-3810

(「税金」→「法人市民税・事業所税」のページをご確認ください。)

事業所税の概要

	資産割	従業者割
課税対象	市内にある事業所等において法人または個人が行う事業	
納税義務者	市内にある事業所等において事業を行う法人または個人（※1）	
課税標準	事業所等の家屋床面積	従業者の給与総額
税率	1㎡あたり600円	従業者給与総額の0.25%
申告義務	市内の事業所等家屋床面積の合計が 800㎡ を超える場合	市内の従業者数の合計が 80名 を超える場合
免税点	市内の事業所等家屋の床面積の合計（非課税部分を除く）が1,000㎡以下 ・課税標準の算定期間の末日の現況で判断します。 ・資産割または従業者割のいずれか一方だけが免税点を超え、他方が免税点以下となった場合は、免税点を超えたものについて単独で申告納付が必要になります。 ・事業を行う法人または個人が免税点以下であっても、みなし共同事業（※2）に該当することにより免税点を超える場合があります。	
納付方法	申告納付（法人税、所得税、法人市民税などと同様です）	
申告納付期限	法人	事業年度終了の日から 2か月以内 （※3）
	個人	翌年の 3月15日

- ※1 事業所用家屋の所有者であるか、あるいは借り受け名義は問わず、実際の使用者が納税義務者となります。
- ※2 特殊関係者と同一の家屋で事業を行っている場合、その特殊関係者の行う事業は共同事業とみなされ、その者の事業と特殊関係者の事業とを合算して免税点の判定を行います。ただし、課税標準の算定については、いずれの場合も合算せずに単独で行います。
- ※3 事業所税には申告納付期限の延長はありません。（法人市民税は法人税の延長期限を援用するため、延長が認められます。）

貸付状況の申告

事業所税の適正、公平な運用を図るため、事業所用家屋の全部または一部を貸し付けている方には、「事業所用家屋貸付申告書」を提出いただいております。

